

那須塩原市「チャレンジファーマー事業」応募要領

令和3年1月20日

公益社団法人那須塩原市農業公社

1 目的

チャレンジファーマー事業（以下「事業」という。）は、農業従事者が減少している中において、就農希望者等を対象に農業技術を習得するための研修を実施することにより、本市農業における担い手の確保及び育成を目的とする。

2 事業の内容

別紙1のとおり

3 研修場所

市内において公益社団法人那須塩原市農業公社（以下「公社」という。）が指定する場所

4 受講要件及び申込

受講要件及び申込の受付期間は次のとおりとし、受講書類提出先は公社とする。提出方法は郵送または直接持参するものとする。

（1）基礎コース

対象者：那須塩原市に住民票がある方

受付期間：令和3年度については受付なし（令和2年度の受講予定だった者とする）

提出書類：受講申込書（様式第1号）

（2）おためしコース

対象者：那須塩原市内で営農又は就農に意欲を有する65歳以下の方

受付期間：令和3年1月20日（水）～随時

提出書類：受講申込書（様式第1号）

市税等調査同意書（様式第2号）

（3）応用コース

対象者：・那須塩原市に住民票がある方又は市民になる予定者かつ市内で就農を確実に予定している方

・研修時の年齢が49歳未満であり、就農時の年齢が50歳未満の方

・就農計画の認定を受けようとしている方

・親元就農の場合は自家農業と経営類型が異なる類型である方

受付期間：令和3年2月17日（水）～令和3年3月10日（火）

提出書類：受講申込書（様式第1号）

市税等調査同意書（様式第2号）

受講に関する調書（様式第3号）

(4) 実践コース

対象者：チャレンジファーマー事業修了生又は修了見込み者

ただし、応用コースの農業次世代人材投資事業（準備型）受給者及びインターンシップコース修了者を除く。

受付期間：令和3年3月10日（予定）～令和3年9月30日（木）

提出書類：受講申込書（様式第1号）

(5) インターンシップコース

対象者：那須塩原市において就農を希望する方

受付期間：令和3年3月10日（予定）～随時

応募方法：マイナビ農業「AGR ii N」から申込み。

5 受講者の決定

(1) 決定方法

提出書類の記載事項が対象者に合致した者に対し、受講の可否を決定する。

ただし、おためしコース、応用コースに当たっては面談のうえ受講の可否を決定する。

(2) 面談日

おためしコース：公社が指定した日

応用コース：令和3年2月24日（水）午後

6 受講決定等の通知

提出書類の確認結果、受講要件に合わなかった者には受付期間終了後、また、面談を実施した者には面談終了後に受講の可否をチャレンジファーマー事業決定書（様式第4号）にて通知する。ただし、インターンシップコースを除く。

「チャレンジファーマー事業」の研修コース、研修内容一覧表

研修コース名		対象者	内 容			研修の特徴	募集人員	受講料
			品 目	期 間				
就農準備基礎研修	(1)基礎コース	▶那須塩原市に住民票がある者等	露地野菜	4月～12月 (20日間)	日曜日 9時～13時	栽培技術の基本的内容の講義や実習	20名	テキスト代 5,000円
	(2)おためしコース	▶那須塩原市に住民票がある者 ▶市内に農地を保有する者 ▶市に転入し居住する意思のある者等 ▶65歳以下	市の重点作物(いちご、アスパラガス、なす、ねぎほか)	通年 (4回/月、4時間/日以上)	2か月単位 (最大6回まで)	市内の農家等におけるおためし研修(品目選定等)	数名	なし ※傷害保険は自己負担
就農準備専門研修	(3)応用コース	▶那須塩原市に住民票がある者又は転入予定者であって市内で農業を確実に予定している者 ▶研修時の年齢が49歳未満で就農時に50歳未満	①いちご ②アスパラガス ③なす・露地野菜 ④ねぎ ⑤酪農	3月末日～翌年3月 (150日)	おおむね1年以上、かつおおむね1,200時間以上	①市内の農家等における本格実習 ②栽培管理、農業用機械、販売・流通、帳簿や財務諸表、労務管理等の講義	数名	なし ※傷害保険は自己負担
	(4)実践コース	▶チャレンジファーマー修了生又は修了見込者	露地野菜	4月～3月	-	本格就農をする前のマーケティング研修(圃場で栽培した露地野菜を産直に出荷する)	3名	なし ※傷害保険は自己負担
体験型研修	(5)インターンシップコース	▶新たに那須塩原市で農業経営を始めたい者	①いちご ②なす・ねぎ	4月～3月	2日間	市内農家における農業体験	数名	なし ※傷害保険は自己負担

- ※ (1)基礎コースは研修日のほかに、圃場当番があります。また、研修の一環として、約25㎡/人の圃場を無料で貸し出しします。
- ※ (3)応用コース受講者のうち、農業次世代人材投資事業(準備型)(以下「準備型」という。)の要件を満たしている者は同事業への申請が可能です。ただし、別途審査があります。
- ※ (4)実践コースは応用コース受講者のうち準備型受給者、インターンシップコース受講者は対応不可とします。
- ※ (4)実践コースの研修圃場の面積は約5a/人とし、露地野菜を栽培する際の経費(苗、肥料等)は実費負担とします。
- ※ (5)インターンシップコースは、市内宿泊の場合の宿泊費、飲食代、交通費は実費負担とします。(交通機関(電車)を利用の場合は駅からの送迎あり)